

高砂市文化財保存整備事業補助金交付要綱

平成5年3月25日

高砂市訓令第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市の区域に所在する文化財の保存整備のために所有者が実施する事業に要する経費を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱による補助金の交付は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により指定された文化財及び兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)の規定により指定された文化財の管理又は修理等について、多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情があり、かつ、兵庫県の文化財保存整備費等補助の補助金交付の内示又は決定があるときは、その経費の一部に充てさせるため、所有者に対して行うものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業の内容及び経費並びに補助金の額については、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則(昭和47年高砂市規則第16号)に定めるところによる。

(財産の処分の制限)

第5条 この要綱による補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けさせるものとする。

2 前項の承認の対象となる財産については、その処分制限期間内の間、財産台帳を整備、保存させるものとする。

(補則)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象事業	補助の対象となる経費	補助金の額
国指定の文化財修理防災施設等事業	事業の実施に要する経費のうち国庫補助対象経費として認定された額	予算の範囲内
県指定の文化財修理防災施設等事業	事業の実施に要する経費のうち県補助対象経費として認定された額	